

体育館等の利用調整に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、名古屋市体育館条例第1条に規定する体育館、名古屋市瑞穂公園条例第2条に規定する瑞穂運動場、名古屋市総合体育館条例第1条に規定する名古屋市総合体育館、名古屋市志段味スポーツランド条例第1条に規定する名古屋市志段味スポーツランド又は名古屋市港サッカー場条例第1条に規定する名古屋市港サッカー場（以下「体育館等」という。）の各施設において、それぞれ名古屋市体育館条例施行細則第4条第2項の表、名古屋市瑞穂公園条例施行細則別表第2、名古屋市総合体育館条例施行細則別表第1、名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則第4条第2項の表又は名古屋市港サッカー場条例施行細則第3条第2項の表に規定する「全国的な競技大会等に使用する場合」に、利用者の利用希望日程等の調整（以下「利用調整」という。）を行うことにより、市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興及び本市のスポーツ振興計画の円滑な実施を図ることを目的とする。

(利用調整の対象施設等)

第2条 市長は、「スポーツ施設における競技場等の使用許可申請手続等の取扱要綱」第4条に規定する基準に該当する競技団体等からの利用希望に基づき、次表の区分毎に利用調整を行う。

区 分	区分の対象となる施設
競技場	名古屋市体育館条例第1条に規定する体育館の第1競技場及び第2競技場（ただし、名古屋市体育館及び名古屋市露橋スポーツセンターは競技場）、瑞穂運動場の体育館（第1競技場、第2競技場及び第3競技場）、名古屋市総合体育館の第2競技場及び第3競技場並びに名古屋市志段味スポーツランドの体育館（競技場）
弓道場	名古屋市総合体育館の弓道場及び瑞穂運動場の弓道場
屋外施設	瑞穂運動場の陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場及び野球場並びに名古屋市港サッカー場

2 前項表中、弓道場の区分に係る利用調整は、名古屋市総合体育館条例第10条で定める指定管理者及び名古屋市瑞穂公園条例第10条で定める指定管理者に共同して行わせることができる。

- 3 第1項表中、屋外施設の区分に係る利用調整は、名古屋市瑞穂公園条例第10条で定める指定管理者及び名古屋市港サッカー場条例第9条で定める指定管理者に共同して行わせることができる。

(その他)

第3条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、スポーツ施設課長が定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。